○農林水産省告示第九百二十七号

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百十七号（平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年六月一日

農林水産大臣　山本　有二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。	
物	施設
一　（略）	（略）
二　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一　PT. Malindo Food Delightの登録番号第ＴＰＤ三三一一六〇二三／〇一六号の施設（Bekasi, Indonesia所在） 二　（略） 三　PT. Charoen Pokphand Indonesia Food Divisionの登録番号第三六〇四一二〇／〇〇一号の施設（Serang, Banten, Indonesia所在） 四　（略） 五　PT. Cahaya Gunung Food Boyolaliの登録番号第ＴＰＤ三三〇九、〇七、二〇〇八―〇九九の施設（Boyolali, Jawa Tengah, Indonesia所在） 六～二十九　（略） 三十　遼寧贏徳食品集団有限公司の登録番号第二一〇〇／〇三二一八号の施設（中華人民共和国・遼寧省開原市所在） 三十一～三十四　（略） 三十五　吉林德大有限公司食品熟制品加工工場の登録番号第二二〇〇／〇三〇五六号の施設（中華人民共和国・吉林省德恵市所在） 三十六～四十一　（略） 四十二　中粮肉食（宿迁）有限公司熟食工場の登録番号第三二〇〇／一八〇二八号の施設（中華人民共和国・江苏省宿豫経済発展区所在） 四十三～四十九　（略） 五十　福建聖農食品有限公司第三加工工場の登録番号第三五〇〇／〇三〇二八号の施設（中華人民共和国・福建省光泽县十里堡所在）

改正前	
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。	
物	施設
一　（略）	（略）
二　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一　PT. Malindo Food Delightの登録番号ＴＰＤ三三一一六〇二／〇一六号の施設（Bekasi, Indonesia所在） 二　（略） 三　PT. Charoen Pokphand Indonesia Food Divisionの登録番号三六〇四一二〇／〇〇一号の施設（Serang, Banten, Indonesia所在） 四　（略） （新設） 五～二十八　（略） 二十九　遼寧贏徳食品集団有限公司の登録番号二一〇〇／〇三二一八号の施設（中華人民共和国・遼寧省開原市所在） 三十～三十三　（略） 三十四　吉林德大有限公司食品熟制品加工工場の登録番号二二〇〇／〇三〇五六号の施設（中華人民共和国・吉林省德恵市所在） 三十五～四十　（略） 四十一　中粮肉食（宿迁）有限公司熟食工場の登録番号三二〇〇／一八〇二八号の施設（中華人民共和国・江苏省宿豫経済発展区所在） 四十二～四十八　（略） 四十九　福建聖農食品有限公司第三加工工場の登録者番号三五〇〇／〇三〇二八号の施設（中華人民共和国・福建省光泽县十里堡所在）